

第 4 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例（昭和24年 9 月条例第146号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 8,120人（うち福祉事務所職員 737人）
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,456人（うち教育職員 8,512人）
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 993人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,755人

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員定数条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,085人 (うち福祉事務所職員 692人, 教育職員 62人)
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,534人 (うち教育職員 8,551人)
- (6) 消防職員 1,430人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 993人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,797人

	_____	<u>8,120人</u>
	<u>737人</u>	_____
	<u>9,456人</u>	<u>8,512人</u>
		<u>1,431人</u>
	<u>20,755人</u>	

2 略